



2019年2月15日

各位

会社名 内外トランスライン株式会社
 代表者名 代表取締役社長 常 多 晃
 (コード番号：9384 東証一部)
 問合せ先 取締役 三 根 英 樹
 経営企画部長
 (TEL 06-6260-4800)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年2月15日開催の取締役会において、2019年3月26日開催予定の当社第39期定時株主総会に定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する規定を削除するものであります。
- (2) 上記(1)の取締役任期短縮に伴い、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とするため、変更案のとおり規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条の規定を削除するものであります。

2. 変更内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1条～第6条 (条文省略)	第1条～第6条 (現行どおり)
<u>(自己の株式の取得)</u>	(削除)
<u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	
第8条～第21条 (条文省略)	第7条～第20条 (現行どおり)
(任期)	(任期)
第22条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
<u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(削除)
第23条～第44条 (条文省略)	第22条～第43条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p><u>(中間配当)</u> 第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p>第47条 (条文省略)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項の各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p><u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第46条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年3月26日
定款変更の効力発生日 2019年3月26日

以上